掲示用

飲酒運転の根絶に向けて!!

図1 車籍地別飲酒運転人身事故件数（出典:警察庁）

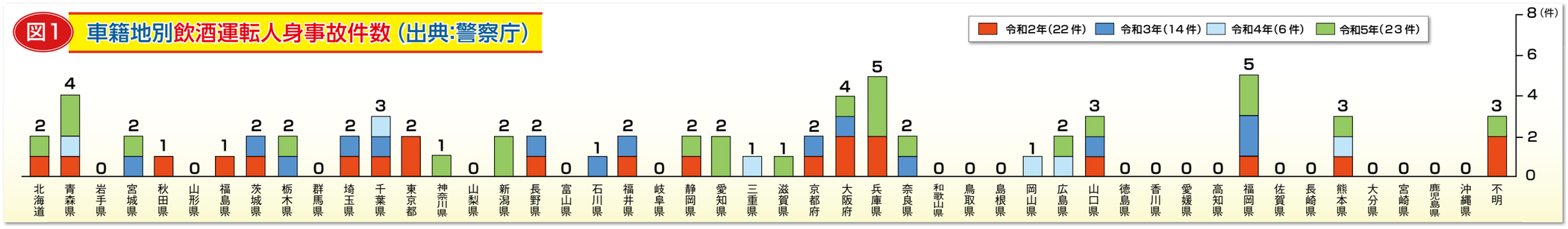

飲酒運転は悪質・危険な犯罪行為

死亡事故などの重大事故に直結する「飲酒運転」が、いまだにあとを絶ちません。酒酔い、酒気帯びなどの飲酒運転はきわめて悪質・危険な犯罪行為であり、ドライバー本人や同乗者等が厳しく罰せられるだけでなく、万一事故を起こせば、被害者やその家族の人生を大きく狂わせる結果を招くことになりかねません。また、事業用トラックドライバーが飲酒運転で事故を起こし、飲酒運転防止への指導監督が不十分であった場合には、事業者の責任も問われ、事業停止や車両使用停止などの行政処分を受けるだけでなく、社会的信用も失墜し、経営に重大な影響を及ぼすことになります。

飲酒運転を防止するためには、ドライバーの意識もさることながら、事業者として点呼時のアルコールチェックの徹底が欠かせません。

ここでは、近年の飲酒運転事故の発生状況とともに、点呼の実施とアルコール検知器の使用などについて紹介します。

事業用トラックにおける近年の飲酒運転事故件数分析

事業用トラックにおける飲酒運転人身事故件数（図1・2）は、令和元年から減少傾向でしたが、5年には23件と4年の6件から急増しました。過去10年間で対前年比が2倍以上となったのは初めてで、過去4年間では最悪の結果です。また、国土交通省から提供を受けた情報によると、5年中に確認された物損事故を含む飲酒運転事故件数は35件となっています（図3・表1・2）。

国交省の調べによると、35件中15件で点呼が実施されておらず、14件では点呼後の運行中に飲酒したことが分かっています。また車種別では、大型（25件：71・4％）と中型（8件：22・9％）がほぼ9割を占めており、中・長距離運行中の飲酒運転が実態として分かっています。

図2 「トラック事業における総合安全プラン2025」における目標

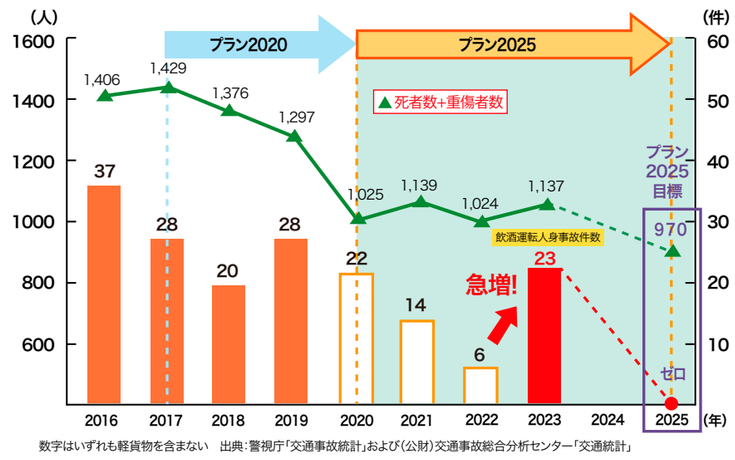

数字はいずれも軽貨物を含まない　出典：警視庁「交通事故統計」および(公財)交通事故総合分析センター「交通統計」

図3 飲酒事案発覚時刻

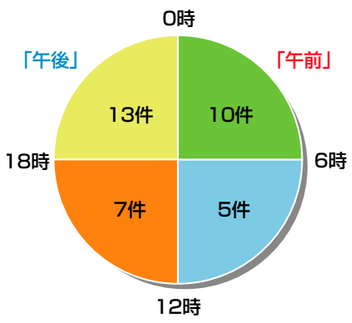

表1 飲酒実態

点呼が実施されなかった事例	15
点呼後の運行中に飲酒した事例	14
調査中	6
計	35

表2 会員・非会員の別（全ト協調べ）

	件数	会員	非会員	不明
点呼が実施されなかった事例	15	14	0	1
点呼後の運行中に飲酒した事例	14	10	2	2
調査中	6	4	0	2
計	35	28	2	5

車籍地別ワースト2 兵庫、福岡、青森、大阪

令和2年～5年に発生した事業用トラックが第1当事者となる飲酒運転人身事故件数を都道府県（車籍地別）ごとにみると、兵庫県と福岡県が5件と最も多く、次いで、青森県と大阪府が4件、そして、千葉県、山口県、熊本県が3件となっています（図1）。

一方で、岩手、山形、群馬、山梨、富山、岐阜、和歌山、鳥取、島根、徳島、香川、愛媛、高知、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の各県についてはゼロでした。

飲酒運転には運転者にも事業者にも厳しい罰則

飲酒運転による人身事故については、運転者には「危険運転致死傷罪」や「過失運転致死傷罪」など、懲役を含む厳しい罰則（図4）が科せられ、また、事故を起こさなかった場合でも「酒酔い運転」では、5年以下の懲役または100万円以下の罰金や免許取消し（違反点数35点：3年間の欠格期間）が、また、「酒気帯び運転」でも、3年以下の懲役または50万以下の罰金や、呼気中のアルコール濃度により免許取消しや免許停止など、厳しい罰則があります。その結果、解雇や失業、さらには家庭崩壊を招いてしまうケースも珍しくありません。

さらに、運送事業者にも大きな影響を与えます（図5）。ひとたび事故などが起これば、社会的信頼性を大きく損ない、取引先からの取引停止などにより経営破綻にも繋がりかねません。

このように、運転者本人のみならず運送事業者など全ての業界関係者に深刻な事態を引き起こしかねない「飲酒運転」は、絶対に根絶しなければなりません。

運送事業者は、所属運転者への常日頃からの指導・監督はもとより、業務前・業務後の対面点呼時および対面でなく電話その他の方法で行う点呼の場合においても、アルコール検知器を用いた、酒気帯びの有無の確認を確実に実施（図6）し、「飲酒運転ゼロ」を目指す必要があります。

図6 点呼の実施とアルコール検知器の使用

出典：全日本トラック協会『飲酒運転防止対策マニュアル』

点呼執行体制の強化

- 運行管理者と補助者との連携体制の確立による厳正な点呼の実施
- 点呼執行場所の照明等の環境の改善

＜参考＞
◎アルコール検知器備え義務違反
●検知器の備えなし（備えなしとは、アルコール検知器が１器も備えつけられていない場合をいう）
・初違反　60 日車
・再違反　120 日車

↓

乗務開始前の点呼※

- アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認
- 対面距離等を見直し、顔色や呼気の臭い、応答の声の調子など目視による確認
- ドライバーからの自主申告の徹底（飲酒の有無や量、飲酒後経過時間、睡眠状況、体調等）

＜参考＞
◎アルコール検知器の常時有効保持義務違反
●常時有効保持義務違反とは
①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。
②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。
・初違反　20 日車
・再違反　40 日車

- 対面点呼ができない場合は、ドライバーにアルコール検知器を携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、酒気の有無の測定及び結果を報告させることの徹底

↓

酒気が確認された者の乗務禁止

「酒気を帯びた状態」は、道路交通法施行令第44条の３に規定する呼気中のアルコール濃度0.15mg/ℓであるか否かを問わない。

↓

乗務終了後の点呼※

- アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認
- 対面による顔色や呼気の臭い、応答の声の調子など目視による確認

↓

酒気が確認された者への社内規定に基づく厳正な処分

※乗務開始前・終了後のいずれも対面点呼ができない場合は、乗務の途中に「中間点呼」を実施し、アルコール検知器による酒気の有無の測定及び結果の報告をさせる。

図4 飲酒運転に対する運転者への罰則

事故を起こさなくても違反だけで

（道路交通法）

酒酔い運転

●5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金
●違反点数35点
※免許取消し（3 年間は免許が取得できない！）

酒気帯び運転

●3 年以下の懲役
又は 50万円以下の罰金

違反点数と行政処分

呼気１リットルにつき 0.25mg 以上	25 点	免許取消し（欠格期間２年）
呼気１リットルにつき 0.15mg 以上 0.25mg 未満	13 点	免許停止（90日）

※上記の行政処分は、いずれも前歴が０回の場合です。

飲酒運転で人身事故を起こすと

（自動車運転死傷行為処罰法）

危険運転致死傷罪

●アルコールの影響により正常な運転ができない状態で人身事故を起こすと
- 死亡事故 → 1年以上 20年以下の懲役
- 負傷事故 → 15年以下の懲役

●アルコールの影響により正常な運転ができない恐れのある状態で人身事故を起こすと
- 死亡事故 → 15年以下の懲役
- 負傷事故 → 12年以下の懲役

※飲酒運転による死傷事故後に、さらに飲酒をしたり、その場を離れて酔いをさますなどの飲酒の程度をごまかす行為をすると「過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪」が適用され、12 年以下の懲役となります。

過失運転致死傷罪

● 危険運転致死傷罪が適用されない場合でも、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させると
7 年以下の懲役もしくは禁錮
又は100万円以下の罰金

図5 飲酒運転に対する事業者への行政処分

運転者が飲酒運転を引き起こした場合	初違反　１００日車 再違反　２００日車

★上記行政処分に加えて、事業者の指導監督義務違反や下命・容認等があった場合は、下記の行政処分が行われます。

事業者が飲酒運転を下命・容認した場合	違反営業所に対して １４日間の事業停止
飲酒運転を伴う重大事故を引き起こし、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合	違反営業所に対して ７日間の事業停止
運転者が飲酒運転を行い、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合	違反営業所に対して ３日間の事業停止